

サポートセンター「ロッカー」利用募集要項（追加募集）

令和6年度のロッカー利用について、次のとおり追加募集します。

項目	内容
利用対象	自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体
利用目的	上記の活動に必要な事務用品等を保管するために利用するものとし、危険物、金品、不衛生な物品及び動植物の保管はできません。
利用期間	利用料納付日～令和7年3月31日（月）
募集個数	ロッカー（小）73個
募集期間	令和6年4月15日（月）～73個に達するまで ※来所の場合は9:00～21:00 ※郵送は締切日の消印有効
申込み方法	<p>次の提出書類をそろえ募集期間内に来所または郵送にてお申込みください。 （注意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込みは1団体につき1個とし複数申込みはできません。 （既に令和6年度の利用承認を受けている団体も申し込みできません。） <p>＜提出書類＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サポートセンターロッカー利用申込書 2 サポートセンター利用団体整理票（新規団体のみ） （既に提出済みの場合は、受付で現行の内容を確認させていただきます） 3 返信用封筒（84円分の切手貼付）1枚 ※表面に利用承認書の郵送先となる住所・氏名を記載 <p>＜提出方法＞</p> <p>来所の場合 9階フロントへ直接お申し込みください。 郵送の場合 提出書類を封入し、以下の送付先まで郵送してください。 〔送付先〕〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター ロッカー申込担当宛</p> <p>※利用募集要項・利用申込書はサポートセンターHPからダウンロードできます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>登録内容（団体名、代表者、連絡者）に変更がある場合は、受付時にあわせて施設予約システムの登録事項変更手続きを行いますので、団体代表者または連絡者ご本人が、運転免許証、健康保険証などの身元確認書類を持参した上で、窓口にお越しください。</p> </div>
利用団体決定方法	<p>申込数が募集個数を上回った場合は公開で抽選を行います。 ※応募状況等の募集結果は、募集締切り後にボランティアサロンへ掲示するとともに、サポートセンターHPでお知らせします。 ※抽選の有無等については、応募状況の公表とあわせて行います。</p>
承認等結果通知	<p>利用の承認（又は不承認）は、文書（サポートセンターロッカー利用承認書等）により通知します。【時期：準備整い次第郵送予定】</p>
使用料等	<p>＜使用料＞ ロッカー（小）1か月@100円×利用月数） ＜納付方法＞ 利用が決定した団体は、納付期間内に9階フロントにおいて使用料を納付し、「ロッカー利用カード」を受領してください。 ※納付期間：利用承認書の受領日以降から20日以内。 ※この期間内に納付がない場合は、利用を辞退したものとみなすことがございます。 ※納付された使用料の還付はしません。</p>

利用上の注意	<ul style="list-style-type: none">・利用期間終了日（令和7年3月31日）の18時までに保管物を撤去し原状復帰のうえ、ロッカー利用カードを9階フロントへ返却してください。・撤去していない保管物については、新年度貸出管理業務のため、職員が取り出します。紛失・破損等については、県は一切の責任を負いかねます。・利用者がロッカーを棄損またはロッカーキーを紛失した場合は、別途定める様式により届出等していただきます。・ロッカーの不適正利用（他者への転貸等）や県民活動サポートセンターの秩序を乱すおそれがある活動等が発覚した場合は、利用承認を取り消すことがありますのでご承知おき願います。
--------	--

問合せ先
かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課
電話045-312-1121(代)内線2824／ファクシミリ045-312-4810